

令和 7 年 3 月 2 1 日

五所川原市教育委員会

令和 7 年 第 3 回定例会

提案事件綴

(その 2)

五所川原市教育委員会

目 次

1	議案第 1 4 号	五所川原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	P 1
2	議案第 1 5 号	五所川原市立小学校及び中学校の就学に関する規則の一部を改正する規則	P 5
3	議案第 1 6 号	五所川原市教育委員会職員の人事について	P 1 7

議案第 14 号

五所川原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

五所川原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成 17 年五所川原市教育委員会規則第 9 号）の一部を改正する規則を下記のとおり制定する。

記

1 改正理由

青森県教育委員会において、令和 7 年 1 月 26 日から県費負担教職員の勤務時間の割振りにフレックスタイム制が導入されたため、市内の小学校及び中学校において勤務する県費負担教職員にも同制度を適用させるほか、所要の改正を行うものである。

2 改正概要

- （1）職員の勤務時間について、校長が日曜日及び土曜日のほかに勤務時間を割り振らない日を設定できるようにする。
- （2）校長は、次を基準にして職員の休憩時間を割り振ることを規定する。
 - ア 1 日の勤務時間が 6 時間を超える場合は 45 分、7 時間 45 分を超える場合は 1 時間の休憩時間を置く。
 - イ フレックスタイムによる勤務の場合は、前記アのほか勤務時間の途中に 1 時間の休憩時間を置くことができる。
- （3）フレックスタイムによる勤務の場合における必ず勤務しなければならない時間帯（コアタイム）については、1 日のうち 4 時間を校長が定めるものとする。
- （4）その他所要の改正

3 改正案

別紙のとおり。

4 施行期日

規則の公布日から施行する。

五所川原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

五所川原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成 17 年五所川原市教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<u>（用務員及び給食調理員）</u> 第 21 条 略 <u>（学校評議員）</u> 第 25 条 学校に、学校評議員を置くことができる。ただし、五所川原市学校運営協議会規則（令和 5 年五所川原市教育委員会規則第 1 号）第 3 条の規定による学校運営協議会を設置する学校を除く。 2・3 略 <u>（勤務時間及び休憩時間）</u> 第 27 条 職員の勤務時間及び休憩時間の割振り（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年青森県条例第 16 号。以下「勤務時間条例」という。）第 3 条第 3 項の規定により週休日以外に勤務時間を割り振らない日を設けることを含む。）は、校長が行うものとする。 2 校長は、前項の規定により職員の休憩時間を割り振る場合においては、次に定めるところにより行うものとする。 <u>（1）勤務時間条例第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、1 日の勤務時間が 6 時間を超える場合においては 45 分、1 日の勤務時間が 7 時</u>	<u>（職員）</u> 第 21 条 略 <u>（学校評議員）</u> 第 25 条 学校に、学校評議員を置くことができる。ただし、五所川原市学校運営協議会規則第 3 条の規定による学校運営協議会を設置する学校を除く。 2・3 略 <u>（勤務時間及び休憩時間）</u> 第 27 条 職員の勤務時間及び休憩時間は、校長が割り振るものとする。 2 校長は、前項の規定により職員の休憩時間を割り振る場合においては、<u>職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年青森県条例第 16 号）第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、1 日の勤務時間が 6 時間を超える場合においては 45 分の休憩時間を勤務時間の途中に置くものとする。</u>

間 45 分を超える場合においては 1 時間の休憩時間をそれぞれ勤務時間の途中に置くものとする。

(2) 勤務時間条例第 3 条第 3 項の規定により勤務時間を割り振る場合においては、前号の休憩時間のほか、1 時間の休憩時間を勤務時間の途中に置くことができるものとする。

3 青森県人事委員会規則 13－8（職員の勤務時間、休日及び休暇）（以下「青森県人事委員会規則」という。）第 1 条の 3 第 4 号に定める時間帯は、1 日のうち 4 時間を校長が定めるものとする。

4 育児又は介護を行うために勤務時間条例及び青森県人事委員会規則の規定による早出遅出勤務をする職員の勤務時間及び休憩時間は、校長が別に定めるものとする。

5 略

（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第 29 条 青森県人事委員会規則第 6 条の 4 第 1 項、第 6 条の 7 第 1 項及び第 6 条の 10 第 1 項に定める請求は、校長に対して行うものとする。

2 青森県人事委員会規則第 6 条の 4 第 2 項、第 6 条の 7 第 2 項並びに第 6 条の 10 第 2 項及び第 4 項に定める通知は、校長が行うものとする。

3 青森県人事委員会規則第 6 条の 5 第 3 項、第 6 条の 8 第 3 項及び第 6 条の 11 第 3 項に定める届出は、校長に対して行うものとする。

4 前 3 項の規定は、青森県人事委員会規則第 6 条の 12で準用する請求、通知及び届出について準用する。

3 育児又は介護を行うために職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び青森県人事委員会規則 13－8（職員の勤務時間、休日及び休暇）（以下「青森県人事委員会規則」という。）の規定による早出遅出勤務をする職員の勤務時間及び休憩時間は、校長が別に定めるものとする。

4 略

（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第 29 条 青森県人事委員会規則第 6 条の 3 第 1 項、第 6 条の 6 第 1 項及び第 6 条の 9 第 1 項に定める請求は、校長に対して行うものとする。

2 青森県人事委員会規則第 6 条の 3 第 2 項、第 6 条の 6 第 2 項並びに第 6 条の 9 第 2 項及び第 4 項に定める通知は、校長が行うものとする。

3 青森県人事委員会規則第 6 条の 4 第 3 項、第 6 条の 7 第 3 項及び第 6 条の 10 第 3 項に定める届出は、校長に対して行うものとする。

4 前 3 項の規定は、青森県人事委員会規則第 6 条の 11で準用する請求、通知及び届出について準用する。

※下線部分は改正部分

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 15 号

五所川原市立小学校及び中学校の就学に関する規則の一部を改正する規則

五所川原市立小学校及び中学校の就学に関する規則（平成 17 年五所川原市教育委員会規則第 14 号）の一部を改正する規則を下記のとおり制定する。

記

1 改正理由

地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化により、学齢簿システムから出力される帳票を国が策定した標準仕様書に基づき変更する（様式第 1 号、同第 2 号、同第 4 号及び同第 8 号）ほか、所要の改正を行うため様式を改正する。

2 改正概要

- （1）様式第 5 号及び様式第 6 号を除く全ての様式を全部改正する。
- （2）様式第 5 号及び様式第 6 号に記載されている保護者の押印欄、その他所要の改正を行う。

3 改正案

別紙のとおり。

4 施行期日

令和 7 年 3 月 24 日

五所川原市立小学校及び中学校の就学に関する規則の一部を改正する規則

五所川原市立小学校及び中学校の就学に関する規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（小中学校の指定変更等） 第4条 略 2 前項の申請書を受理したときは、速やかにその可否を決定し、<u>就学校</u>変更許可通知書（様式第4号）又は指定校変更不許可通知書（様式第5号）により通知するものとする。 3 略 （就学義務の猶予・免除等） 第5条 略 2 前項の申請書を受理したときは、速やかにその可否を決定し、就学猶予・免除通知書（様式第8号）又は就学猶予・免除不承認通知書（様式第9号）により通知するものとする。 3 略	（小中学校の指定変更等） 第4条 略 2 前項の申請書を受理したときは、速やかにその可否を決定し、<u>指定校</u>変更許可通知書（様式第4号）又は指定校変更不許可通知書（様式第5号）により通知するものとする。 3 略 （就学義務の猶予・免除等） 第5条 略 2 前項の申請書を受理したときは、速やかにその可否を決定し、就学猶予・免除<u>承認</u>通知書（様式第8号）又は就学猶予・免除不承認通知書（様式第9号）により通知するものとする。 3 略

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

(保護者) 様

五所川原市教育委員会教育長

入学指定通知書

学校教育法施行令第 5 条の規定により、下記のとおり入学に関するお知らせをいたします。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
住所			
保護者氏名			
入学校名			
入学期日			
入学式日		開始時間	
受付時間			
備考			

下記のいずれかに該当する場合は、お問い合わせ先へご連絡ください。

- 1 様々な事情により指定された学校の変更等を希望する場合
- 2 入学までの間に住所・氏名等を変更される場合

様式第 1 号（第 3 条関係）

(保護者) 様

五所川原市教育委員会教育長 印

入学指定通知書

下記の学校に入学させてください。 年 月 日

入 学 者 氏 名		性別	
生 年 月 日	年 月 日		
入 学 指 定 学 校	五所川原市立 学校		
入 学 式 日 時	年 月 日	受付時間： 時 分 ～ 時 分	
入 学 期 日	年 月 日		

様式第 2 号（第 3 条関係）

年 月 日

（保護者）
様

五所川原市教育委員会教育長

転入学通知書

学校教育法施行令第 6 条の規定により、下記のとおり転入学に関するお知らせをいたします。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
住所			
保護者氏名			
転学期日			
前就学校		学年	
転入期日			
転入学校		学年	
備考			

様式第 2 号（第 3 条関係）

年 月 日

保護者 様

五所川原市教育委員会教育長 印

転入学通知書

下記のとおり通知します。

児童・生徒氏名	保護者との続柄	生年月日	学年
	男女		
	男女		
	男女		
保護者氏名			
新住所	五所川原市		
指定学校	学校	転校前 学校名	立 学校から
指定入学 年月日	年 月 日		

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

五所川原市教育委員会教育長

保護者氏名

指定校変更申請書

学校教育法施行令第8条の規定により、指定校の変更を下記のとおり申請します。

記

(フリガナ) 児童生徒氏名			
生年月日	年 月 日		
(フリガナ) 保護者氏名	電話		
現住所 (住民登録地)			
前住所、居所又は転居予定住所			
在籍校	五所川原市立 学校 第 学年	指定校 (五所川原市立)	学校
申請校	五所川原市立 学校	変更期間	年 月 日から 年 月 日まで
申請事由			

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

五所川原市教育委員会教育長

保護者氏名 印

指定校変更申請書

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第8条の規定に基づき、指定校の変更を次のとおり申請します。

記

(フリガナ) 児童生徒氏名			
生 年 月 日	年 月 日生	性別	
(フリガナ) 保護者氏名	電話		
現住所 (住民登録地)			
前住所、居所又は転居予定住所			
在 籍 校	五所川原市立 学校 第 学年	指 定 校 (五所川原市立)	学校
申 請 校	五所川原市立 学校	申 請 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
申 請 事 由			

様式第4号（第4条関係）

指令第 号
年 月 日

（保護者）
様

五所川原市教育委員会教育長

就学校変更許可通知書

学校教育法施行令第8条の規定によって下記のとおり学区外就学に関するお知らせをいたします。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
住所			
保護者氏名			
指定学校		学年	
希望就学校		学年	
変更期間			
申請理由			
備考			

様式第4号（第4条関係）

指令第 号
年 月 日

（保護者）
様

五所川原市教育委員会教育長 印

指定校変更許可通知書

年 月 日付けで申請のありました 学校への指定校の変更について、下記のとおり許可します。

記

(フリガナ) 児童生徒氏名					
生 年 月 日	年 月 日生	性別		学年	
(フリガナ) 保護者氏名					
住 所 (方 書)					
電 話 番 号					
許 可 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日				
許 可 条 件					

様式第 5 号（第 4 条関係）

指令第 号
年 月 日

（保護者）
様

五所川原市教育委員会教育長

指定校変更不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった 学校への指定校の変更について、下記の事由により許可できないので通知します。

記

（フリガナ） 児童生徒氏名				
生年月日	年	月	日	学 年
（フリガナ） 保護者氏名				
住所				
電話番号				
不許可事由				

教 示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、五所川原市教育委員会教育長に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、五所川原市を被告として（五所川原市教育委員会が被告の代表者となります。）、提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内にしなければならないこととされています。

様式第 5 号（第 4 条関係）

指令第 号
年 月 日

（保護者）
様

五所川原市教育委員会教育長 印

指 定 校 変 更 不 許 可 通 知 書

年 月 日付けで申請のありました 学校への指定校の変更について、下記の事由により許可できないので通知します。

記

（フリガナ） 児童生徒氏名					
生 年 月 日	年	月	日生	性別	学年
（フリガナ） 保 護 者 氏 名					
住 所 （ 方 書 ）					
電 話 番 号					
不 許 可 事 由					

教示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、五所川原市教育委員会に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、五所川原市を被告として（五所川原市教育委員会が被告の代表者となります。）、提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内にしなければならないこととされています。

様式第 6 号（第 4 条関係）

年 月 日

五所川原市教育委員会教育長

保護者氏名

指定校変更申請理由消滅届

年 月 日付で許可通知された申請理由が消滅したので、下記のとおり届け出ます。

記

(フリガナ) 児童生徒氏名				
生年月日	年 月 日	性別		
(フリガナ) 保護者氏名	電話			
現住所 (住民登録地)				
前住所、居所又は転居予定住所				
指定校	五所川原市立 学校 第 学年			
在籍校	五所川原市立 学校	許可期間	年 月 日から 年 月 日まで	
消滅年月日	年 月 日			
消滅理由				

様式第 6 号（第 4 条関係）

年 月 日

五所川原市教育委員会教育長

保護者氏名

印

指定校変更申請理由消滅届

年 月 日付で許可通知された申請理由が消滅したのでお届けします。

記

(フリガナ) 児童生徒氏名			
生 年 月 日	年 月 日生	性別	
(フリガナ) 保護者氏名	電話		
現 住 所 (住民登録地)			
前住所、居所又は転居予定住所			
指 定 校	五所川原市立 学校 第 学年		
在 籍 校	五所川原市立 学校	許可期間	年 月 日から 年 月 日まで
消 滅 年 月 日	年 月 日		
消 滅 理 由			

様式第 7 号（第 5 条関係）

年 月 日

五所川原市教育委員会教育長

住 所
氏 名
連絡先
保護者又は申請者

就学猶予・免除申請書

学校教育法施行規則第 3 4 条の規定により、下記のとおり就学猶予・免除を申請します。

記

児童生徒	住所			
	フリガナ 氏名		保護者氏名	
生年月日	年 月 日（第 学年）			
学校名	五所川原市立 学校			
期間	年 月 日から 年 月 日まで			
申請理由				

様式第 7 号（第 5 条関係）

年 月 日

五所川原市教育委員会教育長

住 所
氏 名
連絡先電話番号 ㊟
保護者又は申請者

就学猶予・免除申請書

下記のとおり就学猶予・免除を申請します。

記

1 児童生徒	住所					
	ふりがな 氏名		続柄	男女	保護者 氏 名	
2 生 年 月 日	年 月 日（第 学年）					
3 学 校 名	五所川原市立 学校					
4 期 間	年 月 日から 年 月 日まで					
5 申請理由						

様式第 8 号（第 5 条関係）

指令第 号
年 月 日

（保護者）
様
関係学校長

五所川原市教育委員会教育長

就学猶予・免除通知書

下記の児童生徒の就学猶予・免除を決定したので通知します。

記

児童生徒氏名	
生年月日	
住所	
保護者氏名	
許可期間	
事由	
備考	

様式第 8 号（第 5 条関係）

指令 第 号
年 月 日

保 護 者
関係学校長 様

五所川原市教育委員会教育長 印

就学猶予・免除承認通知書

下記理由により申請のありました就学猶予・免除については、承認したので通知します。

記

1 児童生徒	住所				
	ふりがな氏名		続柄	男女氏名	保護者氏名
2 生 年 月 日	年 月 日（第 学年）				
3 学 校 名	五所川原市立 学校				
4 期 間	年 月 日から 年 月 日まで				
5 申請理由					

（注） 保護者の申請理由が消滅したときは、その旨速やかに申し出てください。

様式第9号（第5条関係）

指令第 号
年 月 日

（保護者）

様

五所川原市教育委員会教育長

就学猶予・免除不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった就学猶予・免除について、下記のとおり不承認としたので通知します。

記

児童生徒	住所			
	フリガナ 氏名		保護者 氏名	
生年月日	年 月 日（第 学年）			
学校名	五所川原市立 学校			
期間	年 月 日から 年 月 日まで			
不承認の理由				

教示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、五所川原市教育委員会教育長に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、五所川原市を被告として（五所川原市教育委員会が被告の代表者となります。）、提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内にしなければならないこととされています。

様式第9号（第5条関係）

指令第 号
年 月 日

（保護者）

様

五所川原市教育委員会教育長 印

就学猶予・免除不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました就学猶予・免除については、次の理由により不承認としたので通知します。

記

1 児童生徒	住所					
	ふりがな 氏名		続 柄	男 女	保護者 氏 名	
2 生 年 月 日	年 月 日（第 学年）					
3 学 校 名	五所川原市立 学校					
4 期 間	年 月 日から 年 月 日まで					
5 不承認の 理 由						

教示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、五所川原市教育委員会に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、五所川原市を被告として（五所川原市教育委員会が被告の代表者となります。）、提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内にしなければならないこととされています。

様式第10号（第5条関係）

年 月 日

五所川原市教育委員会教育長

住 所
保護者又は申請者 氏 名
連絡先

就学猶予・免除申請理由消滅届

年 月 日付けで承認を受けた就学猶予・免除承認に係る申請理由が消滅したので、下記のとおり届け出ます。

記

児童生徒	住所			
	フリガナ 氏名		保護者氏名	
生年月日	年 月 日（第 学年）			
学校名	五所川原市立 学校			
期間	年 月 日から 年 月 日まで			
消滅理由				

様式第10号（第5条関係）

年 月 日

五所川原市教育委員会教育長

住 所
保護者 氏 名
連絡先電話番号 — ㊟

就学猶予・免除申請理由消滅届

年 月 日付けで承認を受けた就学猶予・免除承認通知書の申請理由が消滅したのでお届けします。

記

1 児童生徒	住所				
	ふりがな 氏名		続柄	男 女	保 護 者 氏 名
2 生 年 月 日	年 月 日（第 学年）				
3 学 校 名	五所川原市立 学校				
4 期 間	年 月 日から 年 月 日まで				
5 消滅理由					

※下線部分は改正部分

附 則

この規則は、令和7年3月24日から施行する。

議案第 16 号

五所川原市教育委員会職員の人事について

五所川原市教育委員会職員のうち五所川原市職員の管理職手当に関する規則（平成 17 年五所川原市規則第 28 号）の規定により管理職手当の支給を受ける者の人事について、下記のとおり発令する。

記

No	発令事項	職	氏 名	発令年月日
1	五所川原市教育委員会職員 の併任を解く	五所川原市職員	おおさわ たけのり 大沢 丈徳	令和 7 年 3 月 31 日
2	少年相談センター所長事 務取扱を解く	五所川原市 教育委員会職員	むなかた りゅうほう 棟方 龍 峰	令和 7 年 3 月 31 日
3	五所川原市教育委員会職 員に併任させる 教育総務課市浦教育総務 室長に補する	五所川原市職員	み わ ひろよし 三和 大純	令和 7 年 4 月 1 日